

平成 26 年度 第 3 回

八戸市地域包括支援センター運営協議会

日時：平成 26 年 11 月 21 日(金) 午後 1 時 30 分

場所：八戸市庁 別館 2 階 会議室 C

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 平成 27 年度八戸市地域包括支援センター体制整備の方針について

(2) その他

3 閉 会

平成 27 年度八戸市地域包括支援センター体制整備の方針について

1 背景

(1) 高齢化人口の増加と多様化する相談内容

平成 26 年 10 月末現在の高齢化率は 26.1%であるが、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 年には 33.9%になると推計されており、高齢者人口の増加や社会情勢の変化に伴い、高齢者虐待などの対応が困難なケースや、一人暮らしの認知症高齢者に関する相談などが増加していることから、職員の体制強化が必要な状況である。

(2) 制度改革による専門職員増員の必要性

来年度からの介護保険制度改革により、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの体制強化や新たな 4 つの施策（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化）の位置付けなどの必要性が示され、さらに、地方分権改革による第三次一括法においては、センターに係る人員基準等を定める条例の制定が義務付けられたところである。

条例では、国が示す基準をもとに員数等を設定することとなるが、基準を満たすためには専門職（保健師又は看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の増員が必要となる。

2 平成 27 年度からの体制について

・現在の体制（市直営 1 か所のセンター）

市高齢福祉課内に直営の地域包括支援センター 1 か所を設置しており、相談業務等を 12 生活圏域の在宅介護支援センターに委託し、連携を図りながら業務を行っている。

・来年度の体制（市直営サブセンターの設置）

体制強化に向けた再編措置として、在宅介護支援センターに併設する形で市直営のサブセンターを設置し、職員を配置する。

3 サブセンターへの職員の配置方法

(1) 在宅介護支援センターから直営包括へ職員を出向

職員の配置方法として、これまで地域包括支援センターの補完的な役割を担ってきた在宅介護支援センターに所属する職員（専門職）を在籍出向職員として市直営の地域包括支援センターに迎え、在宅介護支援センターに併設する形で設置するサブセンターへ配置する。これにより、当該職員（在宅介護支援センター）がこれまで各圏域で構築した地域との信頼関係を維持したまま、サブセンターの運営を行うことが可能となる。

(2) 職員の配置人数

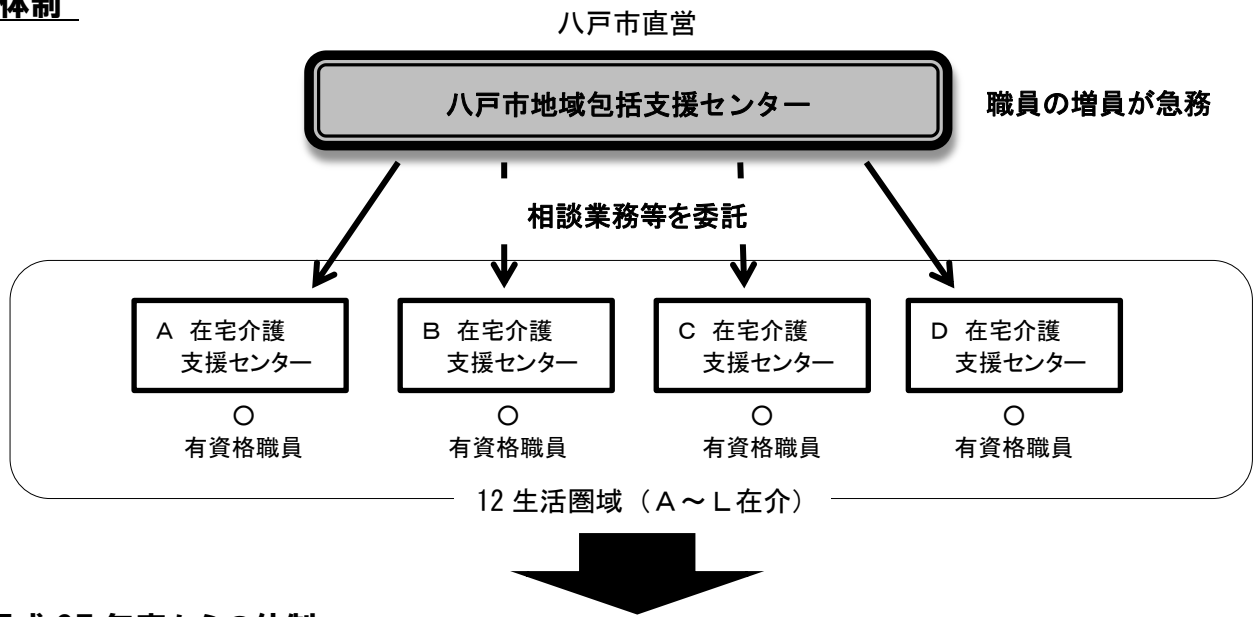
サブセンターには、在宅介護支援センターから出向いただいた専門職員を 2 名程度配置する予定であり、高齢者人口の増加、制度改革に伴う事業の拡大等に向けて体制の強化を図る。

4 今後の体制について

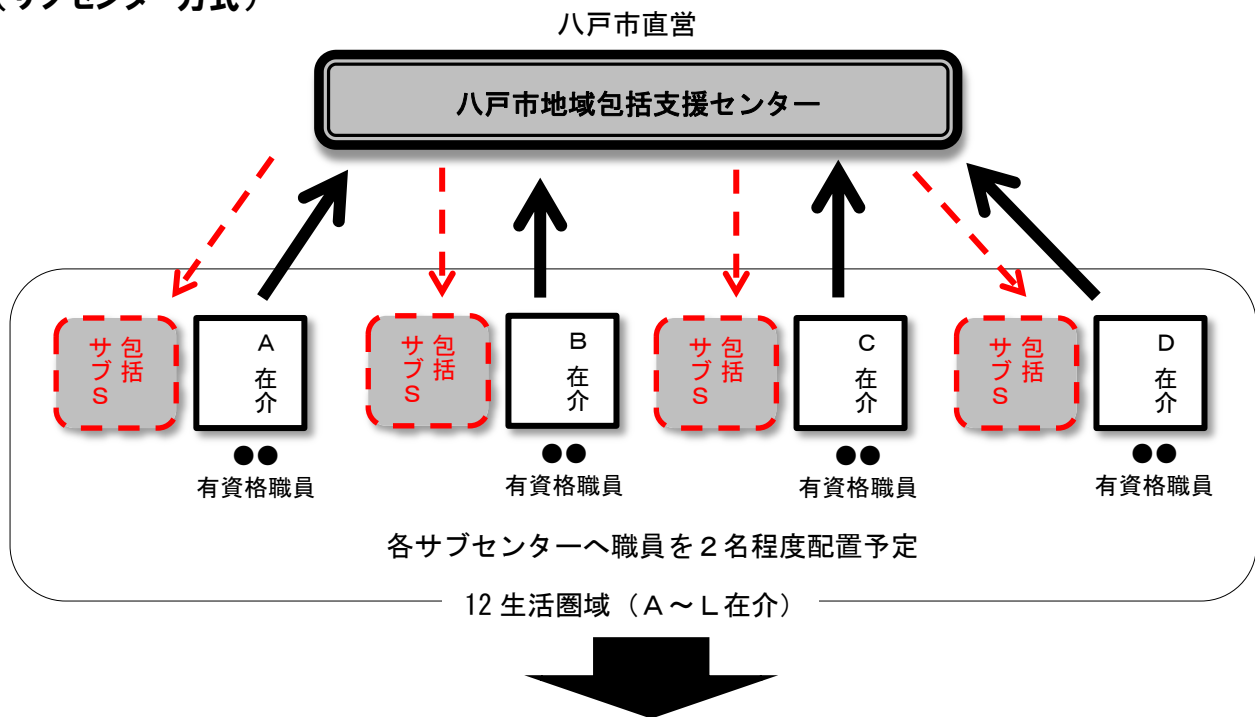
サブセンターの設置・運営を経て、平成 30 年度を目標に地域包括支援センターの「委託」を検討する。今後ますます増え続ける高齢者人口と多様化する相談などに対応するため、委託方式による地域に密着したセンターを設置することで、きめ細やかなサービスを提供することが可能となることから、公募による委託方式を目指し、準備を進めることとする。

八戸市地域包括支援センターの今後の体制について(予定)

現体制



平成 27 年度からの体制 (サブセンター方式)



平成 30 年度(予定)からの体制 (公募による委託方式)

